

全学認証基盤アカウント利用規程

令和8年4月1日
公立鳥取環境大学規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学全学認証基盤（以下、「本基盤」という。）において用いる全学アカウントの利用に必要な事項を定め、もって利用者の保護と本基盤の安定的な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、公立鳥取環境大学全学認証基盤運用管理規程（以下「運用管理規程」という。）において使用する用語の例による。

(利用者の範囲)

第3条 本基盤の利用者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 公立鳥取環境大学情報システム運用基本規程に定める教職員等のうち運用責任者が登録したもの
- (2) 公立鳥取環境大学情報システム運用基本規程に定める学生等のうち運用責任者が登録したもの
- (3) 公立鳥取環境大学情報システム運用基本規程に定める臨時利用者のうち運用責任者が許可されたもの

(識別コードの交付)

第4条 全学情報システム又は部局情報システムを、識別コードによる主体認証を伴って利用する利用者は、本基盤の運用責任者が別途定める手続きにより、識別コードを取得しなければならない。

(臨時利用者への許可)

第5条 運用責任者は、第3条三号の臨時利用者について、以下の各号のいずれかに該当し必要があると認めるときは、本基盤の臨時利用者として、識別コードを交付するものとする。

- (1) 部局情報システム実施責任者より臨時利用の目的・範囲・期間等を明示して臨時利用者による本基盤の利用の申請があったとき
 - (2) その他運用責任者が特に必要があると認めたとき
- 2 部局情報システム実施責任者は、前項一号の臨時利用の申請事項について変更（利用資格の喪失を含む）が生じたときは、速やかに変更内容を運用責任者に届け出なければならない。
- 3 部局情報システム実施責任者は、第1項第一号に基づき臨時利用者の利用を申請し許可された際、許可された臨時利用者に対して本規程を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。また、許可された臨時利用者に対して、必要と認めた場合、情報セキュリティポリシー及び実施規程並びに情報システムの利用に関する講習を受講させなければならない。
- 4 運用責任者は、第1項第二号に基づき臨時利用者の利用を許可した際、許可した臨時利用者に対して本規則を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。また、許可した臨時利

ユーザーに対して、必要と認めた場合、情報セキュリティポリシー及び実施規程並びに情報システムの利用に関する講習を受講させなければならない。

(識別コードの付与)

第6条 識別コードは利用者ごとに一意となるよう個人に対して付与するものとし、複数の者が共用する目的では付与しない。

2 かつて利用されていたが現在利用されていない識別コードを他者に再割り当てする場合には、最終の利用時から再割り当てまで最低24カ月の期間を設けるものとする。

(識別コードの交付)

第7条 本基盤の識別コードおよび主体認証情報を交付（再交付を含む）する場合は、本学発行の職員証または学生証による対面での確認、学内便を用いた送付、またはそれに準じる方法により本人性と実在性を確認して行う。

(識別コードの一時停止と復帰)

第8条 運用責任者は、法令、情報セキュリティに関する本学のポリシー、実施規程、その他本学の規程、規則に定める遵守事項に違反する利用者の識別コードを発見したとき、または利用者の主体認証情報が他者に使用され若しくはその危険が発生したことの報告を受けたときは、本基盤と認証接続している全部または一部の認証接続システムとの当該識別コードを使用した認証接続の一時停止または制限を行うことができる。一時停止または制限を行った場合は、その旨を当該利用者の所属する部局総括責任者に報告するものとする。

2 部局情報システム実施責任者は、前項の措置の報告を受けたときには、速やかにその旨を当該の利用者に通知するものとする。ただし、電話、郵便等の伝達手段によっても通知ができない場合はこの限りでない。

3 第1項の一時停止または制限を受けた利用者が、当該識別コードの違反の状況または危険を解消する措置を講じて識別コードを使用する認証接続の復帰を希望するときは、その旨を部局総括責任者申し出るものとする。

4 部局情報システム実施責任者は、前項の申し出を受けたときは、当該識別コードの措置の状況を確認し適切であると判断した後、運用責任者に報告し、運用責任者は識別コードの復帰ならびに必要な応じて主体認証情報の再交付を行うものとする。

(接続先サービスの利用)

第9条 本基盤から交付されるアカウントによる認証接続システムのサービスの利用資格は、接続先のサービスが定める規程等による。

(利用者情報の提供)

第10条 本基盤は、利用者の同意に基づき、接続先のサービスに対して、利用者に関する属性情報を送信するものとする。

2 利用者は、接続先のサービスを利用する際、本基盤から送信される属性情報を確認し、個々のサービスの利用の可否を適切に判断するものとする。

(遵守すべき規程等)

第11条 利用者は、本基盤を利用して認証接続システムを利用する際、法令を遵守するとともに、当該情報システムあるいはそのシステムのサービスの利用に関して規程等を含む契約に基づく定めを遵守しなければならない。

(ICカードと電子証明書の取得)

第12条 認証接続システムを、ICカードによる主体認証を伴って利用する利用者は、本基盤の運用責任者が別途定める手続きにより、ICカードを取得しなければならない。

2 認証接続システムを、電子証明書による主体認証を伴って利用する利用者は、C2651 A 大学認証局ポリシーおよび運用規則に定める手続きにより電子証明書を取得しなければならない。

(ICカード及び電子証明書の失効と再発行)

第13条 運用責任者は、本規程に定める遵守事項に違反する IC カード及び電子証明書を発見したとき、又は主体情報が他者に使用され若しくはその危険が発生したことの報告を受けたときは、電子証明書を失効し、その旨を該当する IC カード及び電子証明書を利用している利用者等の所属する部局情報セキュリティ実施責任者に報告するものとする。

2 部局情報セキュリティ総括責任者は、前項の措置の報告を受けたときには、速やかにその旨を利用者等に通知するものとする。ただし、電話、郵便等の伝達手段によっても通知ができない場合はこの限りでない。

3 IC カードの失効を受けた利用者が、IC カード及び電子証明書の再発行を希望するときは、その旨を運用責任者に申し出るものとする。

4 電子証明書の失効を受けた利用者が、IC カード及び電子証明書の再発行を希望するときは、別に定める手続きにより申請するものとする。

5 運用責任者は、第3項の申し出を受けたときあるいは前項による申請で電子証明書が再発行されたときは、IC カードあるいは電子証明書を利用する上での安全性の確認を行った後、速やかに IC カードの再発行あるいは電子証明書の再格納を行うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、アカウントの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。